

表 1 今年の主な改正点（住民税は一部控除額が異なります）

改正の概要	主な影響
<b>① 基礎控除額の変更</b> 改正前 38 万円（合計所得によらず一律） 改正後 48 万円（〃 2,400 万円以下） 32 万円（〃 2,400 万 1 円～2,450 万円） 16 万円（〃 2,450 万 1 円～2,500 万円） 0 万円（〃 2,500 万 1 円～）	<b>【減税！】</b> 控除額が増える ・ 合計所得 2,400 万円以下の個人事業者 <b>【増税！】</b> 控除額が減る ・ 合計所得 2,400 万円超
<b>② 給与所得・公的年金所得等の計算方法の変更</b> 一律で控除額が 10 万円引下げ（所得額 UP） 高額所得者は更に段階的に控除額が引下げ 所得金額調整控除が新設	<b>【据置き】</b> ①との相殺で影響なし ・ 給与収入 850 万円以下 <b>【増税！】</b> 収入が同じなら負担増 ・ 給与収入が 850 万円超 ・ 年金収入があり、合計所得が 1,000 万円超
<b>③ 扶養控除・配偶者（特別）控除の基準の引上げ</b> 扶養控除 所得 38 万円以下 → 48 万円以下 配偶者控除 所得 38 万円以下 → 48 万円以下 配偶者特別控除 従来より基準が 10 万円引上げ	<b>【据置き】</b> ②との相殺で影響なし ・ 控除対象扶養親族（配偶者）が給与・年金所得者 <b>【減税！】</b> 基準引上げにより対象範囲拡大 ・ 控除対象扶養親族（配偶者）が個人事業者
<b>④「寡婦、寡夫控除」が「寡夫、ひとり親控除」に</b> 未婚のひとり親が対象に 男性のひとり親の控除額の引上げ 所得制限により所得 500 万円超の人は対象外	<b>【減税！】</b> ・ 未婚で子どもを扶養している（0 万円→35 万円） ・ 従来の寡夫控除対象者（27 万円→35 万円） <b>【増税！】</b> ・ 合計所得が 500 万円超（控除対象外）
<b>⑤ 青色申告特別控除額の引下げ（貸借対照表有り）</b> e-Tax で申告をしない場合の控除額が引下げ	<b>【据置き】</b> e-Tax で申告する（控除額 65 万円） <b>【増税！】</b> e-Tax で申告しない（控除額 55 万円）
<b>⑥ 医療費控除の申告方法が明細書方式に一本化</b> （領収書添付方式は受付できません。）	昨年まで領収書添付方式で申告されていた人も、明細書の作成が必要となります。 （各人別、医療機関別に集計が必要です。）

表 2 新型コロナ関連で支給された助成金等の課税について

課税となる助成金等	非課税となる助成金等
<b>【事業に関連して支給されるもの】 事業所得</b> ・ 持続化給付金（事業所得者向け） ・ 家賃支援給付金 ・ 町の中小企業支援金 など	<b>【支給の根拠となる法令等に規定により非課税】</b> ・ 特別定額給付金（乳児・胎児に対する支給を含む） ・ 子育て世帯臨時特例給付金 ・ 町の子どもの生活支援給付金 など
<b>【事業に関連せず臨時的に支給されるもの】 一時所得</b> ・ 持続化給付金（給与所得者向け） ・ 地域振興券 など ※一時所得の合計が 50 万円以下なら課税されません。	<b>【所得税法の規定により非課税所得となるもの】</b> ・ 学生支援緊急給付金 ・ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 など